明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（国土交通九〇）　一
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（金融庁八六）　二
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一四八七）　四
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件（同一四八八）　三六

省　令

○国土交通省令第九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の四中「三、〇〇〇」の上に「内容積が」を加え、同条第二号の六の次に次の一号を加える。

二の七　フレキシブルバルクコンテナ　内容積が一五、〇〇〇リットルを超えないフレキシブル容器であつて、小型容器、大型容器、ＩＢＣ容器、ポータブルタンク及び高圧容器以外のもののうち、告示で定めるものをいう。

第八条第三項第一号及び第二号中「又は高圧容器」を「、高圧容器又はフレキシブルバルクコンテナ」に改める。

第十一条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十四条中「限る。）は」の下に「、告示で定める区分ごとに、それぞれ」を、「金属製コンテナ」の下に「又は上部開放型の構造を有するシート付き金属製コンテナ」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（コンテナへの収納禁止）

第十六条の二　荷送人及び船舶所有者は、運送する危険物を、フレキシブルバルクコンテナに収納した状態でコンテナに収納してはならない。

第二十八条第二項中「第十一条第一項の告示で定める危険物」を「告示で定める危険物（当該危険物について、それぞれ、告示で定める質量又は容量以下であるものに限る。以下この条において「特定危険物」という。）」に、「告示で定める危険物のみである場合」を「特定危険物のみである場合（当該危険物が、告示で定める特定危険物のみである場合を除き、第八条第一項の規定又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十七第一項第一号ハの規定により標札等を付すことが義務付けられている危険物（次項において「標札等義務付け対象危険物」という。）以外の危険物を含んでいる場合を含む。）」に、「表示」を「標識」に改め、同条第三項中「（第八条第一項の規定又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十七第一項第一号ハの規定により標札等を付すことが義務づけられている危険物」を「標札等義務付け対象危険物」に改め、同条第四項中「第十一条第一項の告示で定める危険物」を「特定危険物」に改め、同条第七項中「ドライアイス」を「告示で定める冷却剤」に、「告示で定めるドライアイス注意用表示」を「冷却剤注意用表示（告示で定める様式による。以下同じ。）」に改める。

第二十九条第二項中「ドライアイス注意用表示」を「冷却剤注意用表示」に改める。

第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五十一条第一項中「Ａ型火薬庫及び」及び「の二種」を削る。

別表第六及び別表第六の二に次のように加える。

フレキシブルバルクコンテナ	１個につき　270円

○　○　▷